

## 第3部 海上交通の安全

### 第1節 海難の発生状況とその防止

近年における海上交通の態様は、狭水道、内湾等におけるふくそうに加え、更に船舶の大型化、高速化、特殊化の進展等により一層複雑になってきている。このような情勢に対処して海上交通の安全を確保するため、第一次の交通安全基本計画が作成された昭和46年度以降、航路、港湾航路標識等の整備をはじめ、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）の制定、水先制度の改善、小型船舶検査制度及び小型船舶操縦士の資格制度の新設、小型漁船に対する船員法（昭和22年法律第104号）の適用拡大、海難救助体制の強化等の諸施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。

この結果、過去5年間の救助を必要とした海難の発生状況は年間約2,400隻から2,700隻の間で推移しており徐々にではあるが減少傾向にある。しかしながら、この間発生したカーフェリーあるいは危険物積載船の事故は、その規模の大型化、特殊化、周辺海域に及ぼす影響等重要な

問題を提起している。

このため、特にこのような海難の防止に重点を置き、情報提供・航行管制に関するシステムの整備をはじめとする諸般の施策を総合的かつ計画的に推進し、海難を極力減少させるとともに、海難が発生した場合には、特に人命の救助に万全を期するものとする。

## 第2節 講じようとする施策

### 1 海上交通環境の整備

#### (1) 交通安全施設等の整備

##### ア 航路、港湾、漁港の整備

昭和51年度を初年度とする港湾整備五箇年計画に基づいて、衝突、乗揚げ等の海難を防止し、船舶航行の安全を確保するための航路の整備及び港内における船舶の安全を確保するための防波堤、航路、泊地等の整備を推進する。

また、漁港については、昭和48年度を初年度とする漁港整備計画に基づいて、防波堤、泊地等の整

備を推進する。

#### イ 港湾の施設に関する技術上の基準の充実強化

港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾の施設に関する技術上の基準については、施設の安全かつ円滑な利用を図ることを目的として、特に石油ベース等危険物ベース及びカーフェリー埠頭、マリーナ等一般の人々が多く利用する施設に重点を置いて、その充実強化を図る。

#### ウ 航路標識等の整備

航路、港湾の整備の進展、海上交通の量的、質的な変化に対応するため、沿岸、港湾、狭水道等各海域ごとに必要な機能を具備した燈台、燈浮標、デッカチェーン、マイクロ波標識局等の航路標識を整備するとともに、既設の航路標識の機能と信頼性の向上を図るため、改良を計画的に推進する。

また、港内における事故発生の危険性が高い水路については、航行管制を行うための信号所の整備を推進する。

## (2) 合理的な交通規制の推進

海上交通のふくそう、船舶の大型化、高速化等に対処して、港内、主要狭水道等における船舶航行の安全を確保するため、海上交通関係法令の整備等を推進することにより、それぞれ実態に即した合理的な交通規制を行う。

また、船舶交通のふくそうする河川、湖沼等の水域にあっても、事故の防止を図るための措置を推進する。

## (3) 海上交通のふくそうする海域における情報提供及び航行管制の充実

海上交通の特にふくそうする海域における船舶航行の安全を確保するため、当面、東京湾についてレーダー局の整備等を推進することにより、リアルタイムの交通情報を収集、処理し、これに基づき海上交通に関する一般的な情報提供を行うとともに、個々の船舶に対する衝突、乗揚げ防止のための警報、航行予定時刻の変更指示等を行う総合的な情報提供・航行管制に関するシステムの整備を推進する。

(4) 大型タンカーに関するその他の交通環境の整備

東京湾、瀬戸内海等特に海上交通のふくそうする海域における大型タンカーの海難による大規模な災害を未然に防止するため、海上交通の安全上適切な区域におけるシーパース、CTS（原油中継基地）、パイプラインの整備等大型タンカーに関する交通環境の整備についての調査を実施する。

2 海上交通の安全に関する知識の普及等

(1) 海難防止思想の普及

海事関係者に対し、海難防止思想の普及高揚と船舶の安全運航に関する指導啓もうを図るため、海難防止強調運動、海難防止講習会の開催等の海難防止活動の充実を図る。また、ラジオ等の広報媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努める。

(2) 民間組織活動の指導育成

海難防止思想普及の一層の実効を期するため、海難防止関係団体が積極的かつ円滑に活動できるようその

指導育成を図るとともに、海難防止に関する民間組織の拡充強化を図る。

### ③ 船舶の安全な運航の確保

#### (1) 船員教育の充実及び船員の資格に関する制度の合理化

船舶の大型化、自動化の進展等船舶の技術革新に対応するため、教育内容の充実及び教育施設の整備を推進し、船員の資質、技能の向上を図る。

また、海技従事者の国家試験内容の充実を図るとともに資格制度の合理化について検討を行う。

#### (2) 船舶の運航管理の適正化等

多数の人命を預かる旅客船の適正な運航管理を促進するため、運航監理官による乗船監査及び各事業者に選任されている運航管理者に対する研修の実施等により運航管理制度の運用面の充実改善を図る。

また、内航貨物船についても運航管理に関する制度を検討する。

更に、船長による発航前検査及び操練の的確な実施

並びに船内巡視制度の設置等について、船員労務官の乗船監査等による指導監督を行い、その安全運航の一層の徹底を図る。

### (3) 船員の労働条件の改善

長時間労働等の労働条件に起因して発生する事故を防止するため、特に、船員労務官による小型船舶、漁船の労働条件の改善に関する指導を推進するとともに労務担当者講習等の充実により、労務管理体制の確立及び近代化を促進する。

### (4) 水先体制の整備

自然条件、船舶交通状況、海難の発生状況、航行に関する法規制の内容等に適切に対応して、強制水先区任意水先区の新設、拡張等を行うとともに、水先人の適正員数の確保及び資質の向上並びに業務用施設の整備等を推進する。

### (5) 海上交通に関する情報の充実

ア 海図、水路誌等の整備及び水路通報の充実

港湾、航路の整備等に対応して、海図、水路誌等の内容を適切なものにするため、水路測量、海象観測等の体制を強化し、海図、水路誌等の新改版、補正を推進する。

また、水路通報を充実し、航路障害の状況等船舶航行の安全に関する情報を迅速に船舶に提供する。

#### イ 気象情報の充実

海上交通の安全に関連の深い台風、波浪、霧、海氷等について、その的確な把握と予報精度の向上を図るため、海洋気象ブイロボット、静止気象衛星システムの整備、気象レーダーの更新等監視体制の強化及び観測体制、予報体制の充実を図るとともに、波浪予報、気象情報等を迅速に船舶及び関係機関に伝達する。

#### ▲ 船舶の安全性の確保

##### (1) 船舶の構造、設備等に関する安全基準の整備

1974年の海上人命安全条約等の国際条約に対応し、船舶の構造、設備等の安全を確保するため、船舶

安全法（昭和 8 年法律第 11 号）に基づく構造、設備基準等の整備を推進する。

また、タンカーの防火構造基準及び油流出防止構造基準並びに LNG（液化天然ガス）船等の危険物積載船に対する構造、設備及び積付方法等についても国際基準に沿った安全基準の整備を図る。

この外、総トン数 20 トン未満の小型漁船のうち、現在、その構造、設備等について船舶安全法の適用を受けていないものについて適用拡大を図る。

## (2) 船舶の検査体制の充実

技術革新に伴う船舶の大型化、専用化及び新型式の船舶の建造等による船舶検査業務の複雑化、高度化に対処し、適切な船舶検査を実施するため、船舶検査官の技術向上に重点を置いた研修の強化、船舶検査官の配置の適正化等、船舶検査体制の整備を推進するとともに、認定事業場制度、型式承認制度を充実する。また、小型船舶の安全性を確保するため、日本小型船舶検査機構の業務の一層の充実強化を図る。

## 5 海上交通秩序の維持

海上交通のふくそうする航路に重点を置いて、巡視船艇を増強配備する等により、航法の指導取締りを強化するとともに、海事関係法令違反の全国一斉取締り等を実施し、海上交通秩序の維持を図る。

## 6 緊急時における救助体制の整備

### (1) 海難情報の収集処理体制の整備

海上における船舶、航空機の遭難・緊急通信等を聴守し、迅速、適切な救助通信を行うため、通信諸施設を整備し、情報収集処理体制を充実する。

### (2) 海難救助体制の整備

#### ア 巡視船艇、航空機等の整備

海難救助を迅速かつ的確に遂行するため、巡視船艇、航空機及び基地の整備を計画的に推進する。

#### イ 海難救助活動の強化

海難に即応するため、海難の多発が予想される海域には、あらかじめ巡視船艇を配備し前進しよう戒

を実施する等救助即応体制の強化を図るとともに、特殊な海難に対応し、有効適切な救助を行うための特殊救難体制を整備する。

一方、海難救助関係機関等の協力による総合的な救助活動を行うため、相互の連絡協調に努める。

### (3) 海上火災消防及び流出油防除体制の整備

タンカー事故等による海上火災又は油流出等に対処し、海上交通の安全を確保するため、消防船艇、オイルフェンス展張船、流出油防除資機材等の計画的な整備を推進するとともに、海上災害の防止に関する法令の整備を行う等総合的な施策を推進する。

### ア 損害賠償の適正化

船舶の事故により、旅客及び第三者等に与えた損害に関する船主の賠償責任に関し、国際条約の動向等を勘案して一層の適正化を図る。

## 8 科学技術の振興等

### (1) 海上交通の安全に関する研究開発の推進

海難の未然防止を図るために、その発生要因となる交通環境及び気象、海象等の自然的条件並びに船舶性能等に関する科学的研究を促進するとともに、事故が発生した場合の応急体制、とりわけ、その被害が甚大になる可能性のあるタンカー事故等の被害の軽減を図るための研究開発も同時に促進する必要がある。

このため、国立の試験研究機関等においては、研究施設、研究費等の充実による研究体制を整備するとともに、関係の試験研究機関相互の連絡協調の強化による総合的な試験研究の促進を図る。

また、試験研究の成果を安全対策に反映させるとともに、関係者に対しその活用を促進する。

### (2) 海難原因の究明のための総合的な研究調査の推進

海難原因を総合的かつ迅速に究明し、同種の海難の再発防止に資するため、海難船舶に関する調査、鑑定等を積極的に実施するとともに、各種海難関係資料の効果的な活用を図る。この外、学識経験者である参審

員の広範囲な活用、審判官、理事官等の質的向上を図るための研修の充実等海難原因の究明体制の強化を図る。